

障第1332号  
令和3年3月3日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者  
各指定障害者支援施設運営法人代表者  
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者  
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者  
各指定障害児入所施設運営法人代表者  
（岐阜市所管の施設等は除く。）

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

障害児通所支援等に係る令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い4月  
までに対応をお願いする事務等について

このことについて、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課から別添のとおり事務連絡があり、令和3年度報酬改定の内容（児童発達支援及び放課後等デイサービスを中心に、医療的ケアを含め、障害児の状態等を判定し、その判定結果に応じた基本報酬や加算の算定を可能にする改定等）とともに、「4月以降に必要となる事務の取扱いの現時点の案」と「4月までに行っていただきたい事務等」について示されましたので、御確認いただきますようお願いいたします。

（参考）当事務連絡の内容

- 1 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス
  - （1）令和3年度報酬改定の概要
  - （2）令和3年4月以降の給付決定に係る事務等
    - ①医療的ケア児に係る基本報酬区分の設定
    - ②個別サポート加算（I）の決定
  - （3）4月までに対応いただきたい事務等
    - ①医療的ケア児に係る基本報酬区分の設定 ※別途、具体的な手順をお知らせします。
    - ②個別サポート加算（I）の決定
  - （4）その他
- 2 療養介護、短期入所
  - （1）令和3年度報酬改定の概要
    - ①対象者要件の明文化
    - ②医療連携体制加算（VI）における新判定スコアの活用

(2) 令和3年4月以降の給付決定に係る事務等

- ①新たに療養介護及び短期入所（医療型）の対象となる利用者への対応
- ②医療連携体制加算（VI）の対象者要件の確認

3 児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型障害児入所施設（看護職員加配（配置）加算）

(1) 令和3年度報酬改定の概要

(2) 令和3年4月以降の新判定スコアの取扱い

岐阜県 健康福祉部 障害福祉課

**【事業所指導係】**

担当係長 奥村 担当 入山

TEL 058-272-1111 (2615)

**【地域生活支援係】**

担当係長 堀部 担当 金子

TEL 058-272-1111 (2621)